

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	HENNGE株式会社			コード	4475
提出日	2024/12/4	異動(予定)日	2024/12/24		
独立役員届出書の提出理由	2024年12月24日開催予定の定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。当社は、2024年12月24日開催の第28回定時株主総会における承認を得て監査等委員会設置会社への移行を予定しており、現在社外監査役である役員を「社外取締役」として届け出するため、訂正・変更が生じる。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	高岡 美緒	社外取締役																	
2	加藤 道子	社外取締役	○															○	有
3	早川 明伸	社外取締役	○															○	訂正・変更 有
4	小内 邦敬	社外取締役	○															○	訂正・変更 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	—	<p>当社は、新製品開発活動、投資活動、M&A等を組み合わせることで、常に新しいプロダクトを模索し、創造し続けることを成長戦略の一つとして位置付けており、同氏の豊富な経験に基づく、客観的な立場からの有益なご意見やご指摘は、当社の成長戦略の実現の加速及び経営に対する監督機能の向上を図るうえで、有益であります。また、当社に新たな経営視点をもたらすものと判断し、社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、投資全般の経験と知見に加え、管理部門全般についての経験と知見を有していることから、事業開発及び内部統制全般について、バランス感覚を持った幅広い視点からの意見、指摘及び判断により、当社の中長期的な企業価値向上に寄与することを期待しております。</p> <p>なお同氏は、ベンチャーキャピタルであるDNX VenturesのPartnerとして、同ベンチャーキャピタルが組成するファンドを担当しており、当社は同ファンドに出資を行っております。また同氏は、当社普通株式1,300株を保有しておりますが、これ以外の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。</p>
2	該当事項はありません。	<p>当社は、新製品開発活動、投資活動、M&A等を組み合わせることで、常に新しいプロダクトを模索し、創造し続けることを成長戦略の一つとして位置付けており、同氏の豊富な経験に基づく、客観的な立場からの有益なご意見やご指摘は、当社の成長戦略の実現を加速させ、また、当社に新たな経営視点をもたらすものと判断し、社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、投資全般の経験と知見に加え、取締役CFOとしてコーポレート・ファイナンスを管掌した経験と知見を有していることから、特に当社の財務面の強みを活かした事業開発に関する意見、指摘及び判断により、当社の中長期的な企業価値向上に寄与することを期待しております。</p> <p>なお同氏は、当社普通株式1,300株を保有しておりますが、これ以外の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として指定しております。</p>
3	該当事項はありません。	<p>同氏は、弁護士としての企業法務分野における専門的な知識と豊富な経験に加え、高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、独立かつ客観的な立場から、当社監査機能の一層の強化を図るための有用な助言や提言を期待できるものと判断し、社外取締役に選任しております。</p> <p>なお同氏は、当社普通株式1,300株を保有しておりますが、これ以外の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として指定しております。</p>
4	該当事項はありません。	<p>同氏は、税理士としての企業会計及び税務会計分野における専門的な知識と豊富な経験に加え、高い見識を有しており、今後もその知識と経験に基づき、独立かつ客観的な立場から、当社監査機能の一層の強化を図るための有用な助言や提言を期待できるものと判断し、社外取締役に選任しております。</p> <p>なお同氏は、当社普通株式1,300株を保有しておりますが、これ以外の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反のおそれがないことから独立役員として指定しております。</p>

4. 補足説明

当社が定める「社外役員の独立性の判断に関する基準」は以下のとおりです。

社外役員の独立性の判断に関する基準

HENNGE株式会社（以下「当社」という）は、当社における社外取締役が会社法第2条15号で定める社外取締役であること、また、当社における社外監査役が会社法第2条16号で定める社外監査役であることを前提とし、当社における社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）の独立性に関する判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者を含む）がいずれの項目にも該当しない場合に十分な独立性を有しているものと判断する。

なお、社外役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

- 1 当社または当社子会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者※1 または過去 10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
 - 2 当社の主要な株主※2 またはその業務執行者
 - 3 当社グループが主要な株主となっている会社の業務執行者
 - 4 当社グループを主要な取引先とする者※3 またはその業務執行者
 - 5 当社グループの主要な取引先※4 またはその業務執行者
 - 6 当社グループの主要な借入先※5 またはその業務執行者
 - 7 当社グループから一定額を超える出資を受けている者※6
 - 8 当社グループから一定額を超える寄付を受けている者※7
 - 9 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - 10 当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等※8
 - 11 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合において、当該他の会社またはその子会社の業務執行者
 - 12 過去3年間に於いて、上記2から11までのいずれかに該当していた者
 - 13 上記1から12までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族
 - 14 現在独立社外取締役の地位にあり、再任された場合の通算在任期間が 8 年を超える者
 - 15 上記各項のほか、当社と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ※1. 業務執行者とは、法人等の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。
- ※2. 主要な株主とは、総議決権の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
- ※3. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が当該取引先の連結売上高 2%を超える者をいう。
- ※4. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先との取引額が当社グループの連結売上高の 2%を超える者をいう。
- ※5. 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社グループの当該借入先からの借入額が当社グループの連結総資産の 2%を超える者をいう。
- ※6. 当社グループから一定額を超える出資を受けている者とは、直近事業年度末における当社グループの当該出資先（ファンドを含む）への出資額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいい、当該出資先の業務執行者を含む。
- ※7. 当社グループから一定額を超える寄付を受けている者とは、過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円を超える寄付または助成を受けている者をいう。ただし、当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の総費用の 30%を超える団体に所属する者をいう。
- ※8. 当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等とは、直近事業年度において、役員報酬以外に1,000 万円を超える財産を得ている者をいう。ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超える団体に所属する者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。